

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和6年6月26日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件
年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300260号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400009号

第1 結論

請求者のA社における平成19年7月2日の標準賞与額を15万2,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月2日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年7月2日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年7月

請求期間について、A社から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し及び複数の同僚から提出された賞与に係る支給明細書により、請求者は、A社から平成19年7月2日に15万2,100円の賞与の支払を受け、当該賞与から15万2,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は平成23年に解散しており、代表清算人であった者は、給与事務及び社会保険事務には関わっておらず、請求期間当時の資料の所在も不明である旨回答している上、当該事業所の事業を引き継いだB社は、請求期間当時の資料を保管していない旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300183号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400007号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年7月
② 平成19年12月

請求期間①及び②について、A社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の賞与額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、標準賞与額の記録訂正に当たっては、請求期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認することが必要となる。

しかしながら、請求者の請求期間①及び②の賞与に関する記憶のほか、同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間①及び②に賞与の支払を受けていたことはいかがえるものの、賞与に係る支給明細書等の関連資料を保管しておらず、請求期間①及び②当時の賞与の振込先口座も不明であると回答していることから、請求者の請求期間①及び②に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができない。

また、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は平成23年に解散しており、代表清算人であった者は、請求期間①及び②当時の資料の所在は不明である旨回答している上、当該事業所の事業を引き継いだB社は、請求期間①及び②当時の資料を保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間①及び②における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、請求者と同じく、平成19年4月1日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる同僚で、平成20年から平成23年当時の給与計算及び社会保険事務の担当者だったとする者は、「私自身のことで言えば、入社当初の請求期間①及び②の賞与は支給されていなかった。入社当初から経営状況が良くなかったので、入社後1年くらいは賞与が支給されていなかったと思う。」と回答している上、請求期間①及び②当時の事務担当者として名前を挙げられている者は既に死亡していることから、請求者の請求期間①及び②における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、請求者は、同職種の同僚3人の名前を挙げているものの、当該同僚からは、請求者の請

求期間①及び②に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料や具体的な陳述を得ることはできなかった。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300256号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400008号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年7月
② 平成19年12月

請求期間①及び②について、A社から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の賞与額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、標準賞与額の記録訂正に当たっては、請求期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認することが必要となる。

しかしながら、請求者は、請求期間①及び②の賞与に係る支給明細書等の関連資料を保管しておらず、請求期間①及び②当時の賞与の振込先口座も不明である旨回答していることから、請求者の請求期間①及び②に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認することができない。

また、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は平成23年に解散しており、代表清算人であった者は、請求期間①及び②当時の資料の所在は不明である旨回答している上、当該事業所の事業を引き継いだB社は、請求期間①及び②当時の資料を保管していない旨回答しているほか、平成19年に当該事業所の人事採用業務を担当していたとする者が名前を挙げた請求期間①及び②当時の事務担当者は既に死亡していることから、請求者の請求期間①及び②における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。